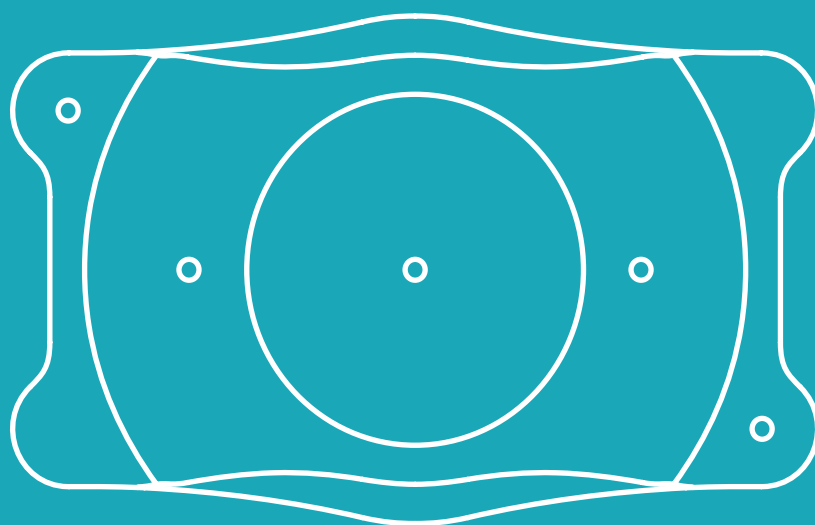


# 眼内コンタクトレンズ (ICL) 治療の医療費控除



# 眼内コンタクトレンズ (ICL) 治療の医療費控除

ICLの治療費は医療費控除の対象です。医療費控除は年末調整では対応できず、確定申告を行ってそのメリットを受けるしかありません。けれど、人によっては十万円単位での税金の還付を受けることができます。

確定申告と聞いて、どんなイメージを抱くでしょうか。おそらくほとんどの方が「めんどくさい」とか「よくわからない」と思うはずですが。

最近ではフリーランスのみならず、サラリーマンもふるさと納税や医療費控除などによって、確定申告が身近なものになりました。しかも税金の還付を受けるだけの確定申告は、慣れてしまえば難しいものではありません。

医療費控除の概要や、控除対象となる医療費の範囲、また、具体的な還付金額や確定申告書の記載の仕方を見ていきましょう。

## 医療費控除と医療費の範囲

医療費控除とは1年間で支払った医療費の金額によって、納める税金を減らす制度です。

医療費控除の対象範囲は、同一生計の家族の医療費も含まれます。つまり、もしあなたが世帯主なら配偶者や子供の治療に関する医療費も、あなたの税金を減らす可能性があります。あるいは、あなたが世帯主でなければ、あなたの医療費が世帯主の税金を減らす可能性もあるのです。

具体的には、年間の医療費の総額から10万円を差し引いた金額が「控除」という形で税金を減らしていきます。

「控除」という言葉は特に覚えなくても大丈夫です。とにかく「控除」というものには税金を減らす効果があるんだ、それくらいで問題ありません。具体的な数字を使ったケーススタディや、確定申告書の記載方法は後述するので安心してください。

## 医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費には自由診療も含まれます。ポイントは医師の診療又は治療を受けて支払ったものかどうかです。

ICL治療は手術で眼の中にレンズを入れる矯正方法ですので、その費用は医療費控除の対象です。

## 医療費控除の計算と還付される税金の額

医療費控除の計算については、細かいことはさておき、ざっくりと把握すれば問題ありません(国税庁のブラウザソフトに年収などの情報を入力すれば自動で計算されます。後述するので安心してください)。具体的な金額は下のように計算されます。

### 確定申告の際の医療費控除の額※

(支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - 10万円)

### 減額される税金額

(支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - 10万円) × 自分の税率

※ 医療費控除の上限額は200万円です。また、所得金額が200万円未満の方は、その所得金額の5%の金額となります。

次に税率とケーススタディを見てみましょう。

## ケーススタディ

サラリーマンが支払う税金は主に、所得税と住民税です。所得税の税率は下記の表のとおりで、住民税の税率は一律10%です。

所得税の速算表 (平成27年分以降)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

例えば、所得税率20%かつ住民税率10%の方がいるとします。その方が年間で50万円の医療費を使ったとすると、

$$(50万円 - 10万円) \times \text{税率}(20+10)\% = 12万円$$

という具合に、先の式に当てはめて、減額される税金の額が約12万円であると把握することができます。

このときの注意点は、所得税の税率です。年収をベースに上記の所得税率表を見るではありません。

源泉徴収票のサンプルを確認してみましょう。

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収金額
給与・賞与	7,978,800	5,980,920	1,960,376	384,400
源泉徴収対象所得				
給与所得				
賞与所得				
合計				
社会保険料等の金額	1,066,860	120,000	13,516	

この場合は、年収が7,978,800万円です。所得はもっというと低く、

$$5,980,920円 - 1,960,376円 = 4,020,544円$$

と計算されます。源泉徴収票をみて所得を計算する方法は、このようにワンパターンで覚えておきましょう。

→ 給与と所得控除後の金額 - 所得控除の額の合計額 = 所得の金額

そうするとこの源泉徴収票の持ち主は、所得税率表にあてはめると所得税率20%であるとわかります。

最後に源泉徴収票を用いて、確定申告書を作成してみましょう。

## 確定申告書の作り方

源泉徴収票、医療費の支払い先と金額がわかる資料(領収書など)、マイナンバーカードを用意しましょう。

国税庁のホームページには「確定申告書等作成コーナー」というブラウザソフトがあり、その流れに沿って入力を進めれば、基本的には確定申告書は完成します。



確定申告書等作成コーナー  
www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

以下は、画面に沿って解説します。

上記URLをクリックするとこの画面が表示されます。作成開始をクリックします。

e-Taxという電子申告の方法もありますが、よくわからなければ一番右の印刷して提出をクリックします。

一番左の赤枠「所得税」をクリックします。

一番左の青枠「給与・年金の方」をクリックします。(給与以外の収入がある方は真ん中、よくわからない方は一番右をクリック)

医療費控除の適用を受けるので、医療費控除にチェックを入れます。その後は流れに沿って生年月日などを入力すると、源泉徴収票の入力画面になります。

お手元の源泉徴収票の情報を入力します。対応する番号の箇所を転記するだけなので、非常に入力しやすいです。

源泉徴収票の入力が終わったら、次は医療費の詳細を入力します。「入力する」をクリックします。



### 医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

## 入力方法の選択 (医療費控除)

入力方法の選択

入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら

医療費の領収書から入力して、明細書を作成する

医療費集計フォームを読み込んで、明細書を作成する

医療費の合計額のみ入力する (別途作成した明細書を提出してください)

医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) や領収書から入力して、明細書を作成する

4択の一番上、「医療費の領収書から入力して、明細書を作成する」にチェックを入れます。

### 医療費の入力

「領収書1枚ごと」ではなく、「病院、薬局などの支払先の名称」ごとに金額をまとめて入力できます。

医療を受けた方の氏名 (全角10文字以内)

病院・薬局などの支払先の名称 (全角20文字以内)

医療費の区分 (複数選択可)  
 診療・治療    医薬品購入    介護保険サービス    その他の医療費 (通院費など)

A 支払った医療費の額  
 円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額  
 生命保険や社会保険などで補てんされる金額の入力について  
 円

お手元の医療費の領収書を見ながら、その情報を入力します。(医療を受けた方の氏名、病院名、金額)

### 計算結果の確認 (医療費控除)

これまでに入力された内容から計算した結果、医療費控除の額は次のとおりになります。

項目	金額
A 支払った医療費	500,000円
B 保険金などで補てんされる金額	0円
C 差引金額 (A-B)	500,000円
D 所得金額の合計額	5,980,920円
E D×0.05	299,046円
F Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000円
G 医療費控除額 (C-F) (注)	400,000円

そうすると医療費控除の金額が計算されて、

### 計算結果の確認

作成した申告書の表示・確認。各タブをクリックすると、申告書の構成に合わせた画面で内容の確認や訂正を行うことができます。

還付される金額は、**81,674円**です。

作成した申告書の表示・確認

さらに進むと、還付される所得税の額が表示されます\*。この方は先ほどのケーススタディで所得税率が20%であると確認しています。よって医療費控除の額40万円の約20%の額の所得税の還付金額になりました。

\* 今回のケーススタディで支払った医療費は500,000円ですが、例えば2倍の医療費1,000,000円を支払った場合は、還付される金額も約2倍となります。

税金の仕組み上、所得税の分は還付されて、住民税の分は翌年の住民税から差し引かれます。(この方だと40万円×10%=4万円が住民税から差し引かれる額です)

あとは流れに沿って、扶養親族の情報、ご自身の名前・住所、マイナンバー、および還付金を受け取る口座の情報を記載します。

### 確定申告書B (FA0125)

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 東京都中央区錦2-6-3-2  
 氏名: 国税 太郎  
 生年月日: 3/57/04

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税
事業所得 1	3620000		
不動産所得 2	296500		
雑所得 3			
合計 4	3916500		
所得控除 5		1960376	
所得税 6			81674
復興特別所得税 7			81674
合計 8			163354
還付金 9			81674
合計 10			81674

すると、確定申告書が完成します。

### チェック項目

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第一表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第一表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類台紙
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第二表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第二表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除の明細書【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除の明細書【控用】

印刷の際に、このように資料名が表示されます。印刷をして、身分証明書のコピーを添付して、お住まいの管轄の税務署に提出しましょう。

ちなみに、医療費の領収書は2017年から添付不要になりました。しかし保存義務は5年間あるので、ご自宅ですっきりと保存をしておきましょう。また、源泉徴収票の添付も2019年4月から不要になりました。

医療費控除などの税金が還付される申告は5年間遡って申告できます。しかし、申告が早ければ早いほど税金が早く還付されるので、源泉徴収票などの情報がお手元に揃ったら、早めに確定申告をしましょう。

郵送提出の注意点は、2部提出すること、自分宛の返信用封筒(切手付き)を同封することです。確定申告書の控えは、その年の自分の年収を証明する大事な書類です。提出の際は必ず控えの提出も行い、税務署の受領印をもらい、返信用封筒でご自宅に送ってもらいましょう。

以上が、医療費控除の概要と確定申告の仕方です。慣れてしまえば、そんなに難しいものではないことがおわかりいただけましたでしょうか。もし、わからないことがあれば、税務署に問い合わせれば答えられますので、安心して確定申告書の作成・提出することができます。